

議 長 日程第12、「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」を次のように定める。令和8年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、介護保険法施行令が一部改正され、地方税における給与所得控除の見直しに伴う令和8年度保険料率の算定に係る特例が定められたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、御説明させていただきます。本条例の改正理由は、介護保険法施行令が改正され、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額が55万から65万に引き上げられ、その結果、第9期介護保険料事業計画中の介護保険料の収入に影響しないよう措置されたことを踏まえ、介護保険料の標準段階を判定する際に、令和7年度税制改正前の基準に基づいて判定するため特例を設けること。また、令和7年度の住民税非課税者に対して給与所得控除の最低保障額の引き上げを踏まえ、令和8年度も住民税非課税となる範囲内で収入が増加したものに対し、介護保険料の算定が課税となった場合、特別な理由に該当することにより、当該年度に限り、住民税非課税として判定する保険料段階まで減免できることから、必要な改正を行いました。今回は本条例の附則に新たに3条を加え、令和8年度のみの特例となります。

それでは4枚おめくりいただき、参考資料、介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表1ページを御覧いただきます。お願いいたします。改正案を御覧ください。附則第8条、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例についてです。本条文では、地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定において、給与所得を有する第一号被保険者であって令和7年中の合計所得金額に給与所得が含まれるものの、適用について規定しており、第1項では令和7年中の給

与等の収入額が55万1,000円以上65万1,000円未満の者の合計所得金額の算定方法を規定し、すみません。2ページを御覧ください。下から9行目になります。第2項では令和7年中の給与所得の収入が65万1,000円以上161万9,000円未満のもの合計所得金額の算定方法を規定し、続きましてすみません、3ページをお願いいたします。真ん中より少し下の第3項では、令和7年中の給与等の収入額が161万9,000円以上190万円未満のもの、合計所得金額の算定方法の規定を追加しております。恐れ入ります。4ページを御覧ください。

次に、附則第9条です。令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例についてです。本条文では地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する基準に対して次の特例を設けております。第1項では第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和7年中の給与所得を有するもので、第1号では賦課期日において本町に住所を有し、かつ同項の第2号、第3号のいずれかに該当する場合は、住民税が課されているものとみなす規定であります。

恐れ入ります。7ページをお願いいたします。真ん中付近の第2項では、第1号被保険者が令和7年中の給与所得を有するもので、前項の第1号に該当するものであって、かつ同項の第2号、第3号のいずれかに該当する場合は、当該第1号被保険者の住民税が課されているものとみなす規定が追加されております。

次に、附則の第10条です。令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免についてです。本条文第1項では、第1号被保険者またはその属する全ての世帯員のうち、令和7年度、令和8年度の住民税が非課税である者で、介護保険法施行令附則第25条及び前条の規定により、令和8年度分はその世帯にみなし課税者がおり、そのみなし課税者が介護保険法施行令附則の25条及び前条の規定に適用がない場合、当該年度の令和8年度の保険料段階、これが非課税になるのですが、これよりも税制改正前の算定に基づいて算定した場合、高い課税の保険料段階になるときはその保険料を減免することができるという規定となっております。

8 ページを御覧ください。下段のほうです。第2項では、減免後の令和8年度の保険料額は、令和7年度同様に保険料段階を非課税の保険料といたします。第3項では、この減免に対し納税義務者の申請を必要としない規定を追加しております。

恐れ入ります。改正本文の7ページまでお戻りください。附則でございます。施行期日です。この条例は令和8年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「討論省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。